

## 平成 30 年度第 2 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成 30 年 5 月 7 日（月）午後 1 時 30 分から午後 15 時 10 分

2. 開催場所 三次市役所 6 階 603 会議室

3. 出席委員(19 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 近藤 幸恵	6 番 田村 弘文	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄
9 番 橋本 正二	10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之
13 番 平田 真一	14 番 廣瀬 勝秀	15 番 福田 博之	16 番 藤川 範雄
17 番 箕田 英紀	18 番 向井 泰治	19 番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0 人)

5. 議事日程

報告第 5 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について

報告第 6 号 農地法第 18 条（通知）について

報告第 7 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 8 号 非農地証明願承認について

議案第 11 号 農地法第 3 条について

議案第 12 号 農地法第 4 条第 1 項について

議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項について

議案第 14 号 農用地利用集積計画について

議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第 16 号 「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について

6. 農業委員会事務局職員

日野事務局長 上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

1 開 会

局 長 定刻になりましたので、只今から平成 30 年度第 2 回三次市農業委員会総会を開会いたします。

最初に、橋本会長から開会のごあいさつをお願いします。

橋本会長あいさつ

局 長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により会長が総会の進行を行います。

議 長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は 19 人であります。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、林委員、平尾委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、平成30年度第2回三次市農業委員会総会を開会します。

議長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第5号から報告第8号までの4件です。

議案が、議案第11号から議案第16号までの6議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第5号から報告第8号について事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第5号「利用権の終了(農用地利用集積計画)」について2件ご報告いたします。

内容は、4月10日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、ご一読ください。

報告第6号「農地法第18条(通知)」について1件ご報告いたします。

内容は、4月10日までに、賃貸借について解約の通知があったものです。

詳細については、ご一読ください。

報告第7号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」について6件ご報告いたします。

内容は、4月10日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。

詳細については、ご一読ください。

報告第8号「非農地証明願承認」について2件ご報告いたします。

申請番号1 土地の所在が、吉舎町吉舎字下素麵屋\_\_\_\_\_, 現況地目は、宅地で、面積が82㎡、申請人が、広島市西区三篠町一丁目\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、非農地となった理由は、昭和50年頃から宅地として利用、現在に至っています。

申請番号2 土地の所在が、吉舎町清綱字畠中\_\_\_\_\_, 現況地目は、原野で、面積が62㎡、申請人が、吉舎町清綱\_\_\_\_\_, ●● ●●さんと、岡山市北区津寺\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さんで、持分はそれぞれ1/2、非農地となった理由は、昭和23年以前から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

報告については以上です。

議長 報告第5号から第8号を報告いたしました。

報告4件について、質問があればどうぞ。

議長 議案第11号「農地法第3条」について事務局から、順次説明を求めます。

局長 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請」について7件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号2-1 土地の所在が、三和町上板木字郷\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、す

べて田で、面積の合計が 3,762 m<sup>2</sup>、譲渡人が、広島市中区胡町\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、譲受人が、三和町羽出庭\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人 13,471.69 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、数年前より譲受人が耕作していました。この度農地を譲受人に贈与したいということで話がまとまりました。周辺農地への影響はありません。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 2-1 を決めます。  
次に申請番号 2-2 の説明を求めます。

局 長 申請番号 2-2 土地の所在が、吉舎町敷地字日南\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて畑で、面積の合計が 2,370 m<sup>2</sup>、譲渡人が、千葉県白井市桜台 2 丁目\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、譲受人が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人 1,482 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は相続により申請地を相続されましたが、千葉県に移住されたため管理することができず、譲受人に買取依頼があり、話がまとまりました。譲受人の経営農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地は、すべて効率的な利用が見込まれます。申請地は譲受人が以前から管理されており周辺への影響はありません。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 2-2 を決めます。  
次に申請番号 2-3 の説明を求めます。

局 長 申請番号 2-3 土地の所在が、甲奴町小童字中田\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 219 m<sup>2</sup>、譲渡人が、甲奴町小童\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、譲受人が、神奈川県横浜市鶴見区鶴見 1 丁目\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人 6,955 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該

当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲受人は神奈川県に住んでおり、実家は譲渡人と同じ地区にあります。土地は譲受人の実家の近くにあるため今回の申請となりました。遠方に住まわれているため、管理ができるか心配でしたが、近年、毎月2週間程度帰って、農業をされているため心配ないものと思われます。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 2-3 を決めます。  
次に申請番号 2-4 の説明を求めます。

局 長 申請番号 2-4 土地の所在が、三和町上壱字丘爾核\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 現況地目は、田が 6 筆で、7,502 m<sup>2</sup>, 畑が 4 筆で、2,164 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 9,666 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、三和町上壱\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、三和町上壱\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 12,884 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲渡人は、高齢者で施設に入所されており、後継者はいないため、農地全てを譲受人へ購入依頼があり、申請となりました。両者の自宅はすぐ隣で、申請農地は、譲受人が数年前から耕作していました。周辺農地への影響もないと思われます。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 2-4 を決めます。  
次に申請番号 2-5 の説明を求めます。

局 長 申請番号 2-5 土地の所在が、青河町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,476 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、青河町\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、青河町 298 番地, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 5,582 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

14 番 申請人は親子で、生前贈与になります。以前より譲受人が耕作しており問題ないものと思われます。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われの方は挙手をお願ひします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 2-5 を決まします。  
次に申請番号 2-6 の説明を求めまします。

局 長 申請番号 2-6 土地の所在が、布野町上布野字黒瀬\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 2,339 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、廿日市市佐方 1 丁目\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、布野町上布野\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 6,060 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えまします。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 申請地は、譲渡人が 20 年くらい前に相続された農地で、その時から、譲受人が耕作を行っていまします。今後、譲渡人が耕作する予定もないため、今回の申請となりました。譲受人は兼業農家ですが熱心に耕作されており、今後耕作されるものと思われまします。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われの方は挙手をお願ひします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 2-6 を決まします。  
次に申請番号 2-7 の説明を求めまします。

局 長 申請番号 2-7 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 229 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 4,607 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えまします。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は、8 年くらい前から利用権設定をされて、譲受人がぶどうを生産されていまします。農地が帰ってきても高齢で耕作する予定がないので、譲渡すこととなりました。譲受人の自宅に接した農地のため管理が十分できると思いまします。よろしくお願ひしまします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われの方は挙手をお願ひします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと決します。

議案第 11 号「農地法第 3 条」については，申請番号 2-1 から申請番号 2-7 までを，異議なしと決します。

議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 1 件，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 2-1 土地の所在が，吉舎町敷地字梅之木\_\_\_\_\_，\_\_\_\_\_，地目は田が 1 筆で，119 m<sup>2</sup>，畑が 1 筆で 24 m<sup>2</sup>，面積の合計が 143 m<sup>2</sup>，申請人が，吉舎町敷地\_\_\_\_\_，●● ●●さん，申請内容は，駐車場の整備です。

申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は，1 年前許可なく工事がされており，推進委員と工事を止めた経緯があります。駐車場の整備で，申請地は自宅に隣接しており，利便性が最適と考えられます。隣接農地所有者，近所の同意も得られています。申請面積はカーポート 2 区画で妥当と思われます。農地は現状のまま利用し，雨水は自然流下し，汚水は発生しないので問題ありません。始末書が自筆で添付されています。よろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと決します。

議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項」について，申請番号 2-1 を異議なしと決します。

議長 議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について，5 件ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 2-1 土地の所在が，三若町\_\_\_\_\_，地目は田で，面積が 1,158 m<sup>2</sup>，貸主が，三若町\_\_\_\_\_，●● ●●さん，借主が，三若町\_\_\_\_\_，有限会社 ▲▲▲▲，申請内容は，資材置場の整備です。

申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

13 番 申請地は，自らが経営する会社の資材置場が狭くなったため，貸し付けて資材置場とするものです。申請地は山間部にあり，県道と河川の間にある農地です。周辺に農地もなく他の農地への影響はありません。県道との境界は構造物で明確であり，河川側も護

岸ブロックで改修されており、申請地の法面等の崩落ありません。雨水等の排水は県道の側溝に排水する予定です。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 2-1 を決めます。  
次に申請番号 2-2 の説明を求めます。

局 長 申請番号 2-2 土地の所在が四拾貫町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 384 m<sup>2</sup>, 貸主が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 借主が、広島市中区住吉町\_\_\_\_\_, 株式会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありますか。

3 番 申請地は、現在は借主が除草し管理されていますが、譲渡人は高齢で何年も耕作されておらず、太陽光発電施設を設置して管理していくものです。他の農地への影響もなく、排水も水路へ行われるため問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 2-2 を決めます。  
次に申請番号 2-3 の説明を求めます。

局 長 申請番号 2-3 土地の所在が、三良坂町三良坂字下郷\_\_\_\_\_, 仮換地地番\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 427 m<sup>2</sup>, 仮換地面積が 242.19 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、土地区画整理事業の施行地区内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありますか。

16 番 本申請は、三良坂土地区画整理事業にのっとして行われているものです。譲受人は三良坂町内に住居を借りて住まわれており、整理事業用地に住居を建てられて生活の安定をはかるもので、事業の目的に沿った計画です。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 2-3 を決めます。  
次に申請番号 2-4 の説明を求めます。

局 長 申請番号 2-4 土地の所在が十日市南二丁目\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,791 m<sup>2</sup>, 貸主が、十日市南二丁目\_\_\_\_\_, ●● ●●さんと、山県郡安芸太田町大字 穴\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さんで、持分は、●● ●●さんが 3/4, ▲▲ ▲▲さんが 1/4 です。借主が、十日市南二丁目\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、申請内容は、賃貸用長屋住宅の建築です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 申請人は、土地を有効活用し収入を安定させるため長屋住宅を建築する予定です。申請地の北側は農地があり、東側は水路となっています。一部位置指定道路を整備し進入路とします。南側は駐車場、西側は残地部分となっています。土地の造成を約 56cm 行い、鉄筋コンクリートの擁壁をもうけます。雨水は東側水路へ排水します。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 2-4 を決めます。  
次に申請番号 2-5 の説明を求めます。

局 長 申請番号 2-5 土地の所在が秋町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 1,863 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、秋町\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、譲受人が、広島市安佐南区西原二丁目\_\_\_\_\_, 株式会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲渡人は体を壊され 30 年以上耕作されておらず、後継者もおられません。この度、太陽光発電施設設置の話があり、合意され申請となりました。農地の選定理由は、休耕地で日当たりも良く太陽光発電施設には適しています。転用面積は妥当です。土地は現状のまま利用し、全面に除草シートを張ります。周辺農地への影響はありません。また侵入防止のためフェンスを設置します。雨水は現状の水路へ排水されます。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと決めます。

議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項」について，申請番号 2-1 から申請番号 2-5 までを異議なしと決めます。

議案第 14 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 14 号「農用地利用集積計画」について，ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により，農用地利用集積計画を策定したいので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

27 ページの議案総括表をご覧ください。

件名の欄が上下 2 段になっていますが，農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄，それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について，農地中間管理権の取得に関係しないものが，24 件で 85,722 m<sup>2</sup>，農地中間管理権の取得にともなうものが，2 件で 3,979 m<sup>2</sup>です。

各申請については 13 ページから 26 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議長 意見がありますか。

意見なし

議長 それでは，議案第 14 号「農用地利用集積計画」について，異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 議案第 14 号「農用地利用集積計画」について，異議なしと認め，承認いたします。

議案第 15 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局長 恐れ入りますが，31 ページと 34 ページの農地利用配分計画様式 6-1 号が，平成 30 年度とあるべきところ，平成 29 年度となっています。平成 30 年度と訂正をお願いいたします。

議案第 15 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は，農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき，農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので，37 ページのとおり，適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画は 2 件あり，その内訳につきましては，先ず 32 ページをご覧ください。

こちらは，貸付希望者と借受希望者とのフリーマッチングにより有限会社 ▲▲▲▲へ利用権を設定，配分しようとするものです。

次に，35 ページをご覧ください。こちらは，作木町大山地区で策定された「人・農地プラン」に基づき，農事組合法人 ▲▲▲▲へ利用権を設定，配分しようとするものです。説明は以上です。

議 長 意見はありませんか。

意見なし。

議 長 それでは、議案第 15 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 議案第 15 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」は異議なしと認め、承認いたします。

議案第 16 号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 16 号 「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 16 号は、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画を定めようとするものです。

点検評価では、議事録の公表、農地法第 3 条の許可事務で、担当地区委員 2 名以上の複数による現地調査を行い、転用については、会長ほか複数の委員・事務局による現地調査で、適正な事務実施について、係数と内容を記載している他、担い手への集積、新規参入、遊休農地の解消などの取り組み結果を記載しています。

活動計画では、担い手への農地の利用集積目標を掲げ、1 人 1 年 1 マッチングの取り組みなどの記載の他、新規参入の促進、遊休農地の解消、違反転用への適正な対応などを明記しています。

平成 21 年 1 月 23 日付 20 経営第 5791 号、農林水産省経営改善局長通知で「農業委員会の適正な事務実施について」により、「点検・評価及び活動計画等の決定」を三次市のホームページに掲載することとなります。

議 長 意見はありませんか。

意見なし。

議 長 それでは、議案第 16 号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 議案第 16 号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」

及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、異議なしと認め、承認いたします。

議 長 以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。  
引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればお願いします。  
委員の皆様から何かございますか。

（事務連絡）

議 長 以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

局 長 次回は、6 月 5 日（火）午後 1 時 30 分から、三次市役所 6 階 605 会議室で総会を開催する予定です。

以上で平成 30 年度第 2 回農業委員会総会を終了します。

平成 30 年 5 月 7 日